

釧路市 人材確保支援補助金

人材確保や人材育成に積極的に取り組む中小企業・小規模事業者の取り組みを支援します。

対象事業者

釧路市内に主たる事業所を有する

中小企業及び小規模事業者

なお、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人などは対象外です。

※主たる事業所とは、本社・本店または採用権を有する支店等のことを指します。

※創業1年未満の場合は、市の制度融資を活用していること、もしくは「くしろ地域創業スクール」を修了していることが条件です。

補助対象経費

① 人材確保

- ・ホームページの新設またはリニューアル費
※採用ページの設置を必須とします。
- ・採用活動で使用するパンフレット作成費
- ・採用動画作成費
- ・合同企業説明会で使用するブース装飾品購入費
※単価2万円未満(税抜)のものは対象外です。
- ・市外開催の合同企業説明会出展料
※参加実績のないイベントのみを対象とします。
- ・更衣室・休憩所・トイレの改装費・新設費

② 人材育成

- ・研修会開催・受講のための講師旅費・謝礼・会場費
※社員の旅費は対象外です。
- ・社員教育のための機械設備等導入費
※通常業務で使用可能な汎用性のあるものは対象外です。

補助上限額

50万円

補助率2/3

課税事業者のうち、一般事業者である場合は消費税及び地方消費税は対象外です。

申請期間

令和6年5月13日(月)～5月31日(金)

事業完了期限:令和7年2月28日(金)

補助金交付決定前に着手した取り組みにかかる経費のうち、審査の結果、補助対象外経費となった場合は、補助金の交付はできません。

申請方法

原則、オンライン申請。

先着順での受付。予算額に到達次第受付終了。
郵送・持参でも受け付けいたしますが、
受付順位は受付日の最後となりますので、あらかじめご了承ください。



【釧路市ホームページ】



【オンライン申請フォーム】
(5月13日9時以降から入力可)

釧路市 産業振興部 商業労政課

問い合わせ先
提出先

☎ 0154-31-4611

✉ bizs946@city.kushiro.lg.jp